

南陽市小中学校適正配置等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南陽市の小学校及び中学校（以下「学校」という。）における児童生徒数の推移を踏まえ、将来を展望した学校の適正規模、適正配置等について検討するため、南陽市小中学校適正配置等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、学校の適正規模、適正配置等について協議し、南陽市教育長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表
- (3) 学校の児童生徒の保護者代表
- (4) 市立小学校長の代表
- (5) 市立中学校長の代表
- (6) 就学前児童の保護者代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条に規定する提言を行った日までとする

2 前項の規定にかかわらず、前条各号の委員が当該各号に掲げる職等を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び委員であった者は、委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課及び管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。